

# 貸借対照表の公告の記載例

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

下線部の記載については、下記の【方法①～方法④】のいずれかを選択してください。

### 【方法①】官報に掲載する方法<掲載費用が発生します>

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。

### 【方法②】日刊新聞紙に掲載する方法<掲載費用が発生します> ~具体的な新聞紙名の記載が必要です~

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。

### 【方法③】電子公告による方法（法人ホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト）

#### 《法人のホームページへ掲載する場合》

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

#### 《内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載する場合》

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

※プロバイダー等のサービスを利用したホームページへ電子公告を行う場合には、サービスの終了や事故等の事態に備え、次のとおり記載することをお勧めします。（①、②のどちらかを選択）

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページへ掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、  
①官報に掲載して行う。  
②神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。

### 【方法④】主たる事務所の公衆の見やすい場所

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

# 定款の記載例

## 【例：内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）の場合】

### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

解散事由に係る を削除する

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

### 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 ○ ○ ○ ○

副理事長 ○ ○ ○ ○

理事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

監事 ○ ○ ○ ○

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### (1) 入会金

正会員 個人 ○○○円 団体 ○, ○○○円

賛助会員 個人 ○○○円 団体 ○, ○○○円

#### (2) 年会費

正会員 個人 ○○○円 団体 ○, ○○○円

賛助会員 個人 1口 ○○○円 (1口以上)

団体 1口 ○, ○○○円 (1口以上)

#### 附 則

この定款は、平成○○年○○月○○日から施行する。

定款変更を決議した総会の開催日を記載します。

以前にも定款変更をしている場合は、既にいくつか附則が記載されておりますので、その附則は削除せず、一番下に追加してください。

# 定款変更届出書の記載例

※川崎市ホームページ(NPO 法人関連)からダウンロードできます。  
URL : <http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000033796.html>

捨印  
(法人印)

第10号様式

施行規則で定められている様式です。  
川崎市以外の様式では受理できませんので、  
ご注意ください。

定 款 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

(宛先) 川崎市長

主たる事務所の所在地

神奈川県川崎市〇〇区△△1丁目2番3号

法人名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者氏名 理事長 ○ ○ ○ ○

電話番号 ×××-□□□-△△△△

FAX番号 ×××-□□□-△△△△

印 法人印

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により届け出ます。

	新	旧
変更の内容	特定非営利活動法人〇〇〇〇定款 略 (公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</u> 以下略 <u>附則</u> <u>この定款は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u>	特定非営利活動法人〇〇〇〇定款 略 (公告の方法) 第〇条 この法人の <u>解散事由に係る</u> 公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 以下略 附則の日付は、定款変更を決議した総会の開催日と同日です。 定款に記載した附則の施行日と一致します。
変更の理由	貸借対照表の公告の方法を定款で定めるため	

## <留意事項>

- ① 「変更の内容」の欄には、変更後と変更前の条文等の対照表を記載し、併せて、変更部分に下線を引いて新旧の違いが明らかになるよう記載してください。
- ② 変更した年月日は、附則に記載してください。(83ページ <定款変更に伴う附則の追加例>参照) 附則は、新たに追加し、設立当初の附則は変更せずに残してください。
- ③ 施行日(変更となった日)は、総会で議決された日とするのが一般的です。

# 議事録の記載例

特定非営利活動法人〇〇〇〇 通常(臨時)総会議事録

1 日時 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_時から \_\_\_\_時まで

2 場所 神奈川県川崎市〇〇区〇〇町1丁目2番3号(法人事務所)

3 社員総数 \_\_\_\_名

定款変更認証申請に当たっては、社員総数が10名以上いることを確かめてください。10名未満では、法上の認証要件を満たさないこととなります。

実際の出席者数+書面表決者数+電磁的方法表決者数+表決委任者

4 出席者数 \_\_\_\_名(うち書面表決者\_\_名、電磁的方法表決者\_\_名、表決委任者\_\_名)

表決方法等は、定款の「表決権等」の規定を確認し、内訳を記入してください。各方法で表決した者又は表決委任者がいた場合に記載します。

5 審議事項

(1)第1号議案 定款の変更について

6 議事の経過の概要及び議決の結果

(1)第1号議案 定款の変更について

定款第〇条の変更を諮ったところ、満場一致で承認された。

「拍手をもって承認された。」や「賛成多数で承認された。」では、定款に定めた議決数を満たしていることが確認できませんので、議決の結果については、定款に定めた議決数を満たしていることが分かるように明記してください。

例:「賛成〇名、反対〇名により、定款第〇条の議決要件を満たすため、賛成多数で承認された。」

7 議事録署名人に関する事項

議事録署名人として、〇〇〇〇、〇〇〇〇を選任する旨を諮ったところ、満場一致で承認された。

なお、定款変更届出に必要な手続は、理事長\_\_\_\_\_に一任することとした。

年 月 日

議長  
議事録署名人  
議事録署名人

「署名」か、「記名押印」か、  
定款の議事録作成の規定を確認  
してください。

市へは、コピー(謄本)を提出してください。原本は法人で保管。